五泉市農業委員会

令和８年　第１回　定例総会議事録

会議開催　　令和８年１月 30 日(金)　午後３時 00 分
場　　所　　五泉市福祉会館　３階　大会議室

出席委員(19 人)

１番　渡邉　利雄	２番　亀山　公子
３番　大槻　彰吉	４番　長谷川　亘
５番　深井　秋彦	６番　大湊　弘明
７番　髙橋　喜美子	８番　権平　孝男
９番　武藤　智暁	10 番　樋口　勝俊
11 番　川瀬　福司	12 番　井上　百合子
13 番　清田　ひろみ	14 番　村田　和賢
15 番　金子　郁夫	16 番　酒井　美奈子
17 番　大湊　賢吉	18 番　金子　信行
19 番　松尾　タカ子	

欠席委員
　無し

関係説明者

局　長	松尾　直幸	次　長	本間　泰巳
村松事務所長	牛腸　修啓	係　長	星　恵里子
主　査	藤田　剛		

日　　程　１．開　会
　　２．会長挨拶
　　３．総会成立宣言
　　４．会期日程
　　５．議事録署名委員の指名
　　６．農地パトロールの報告
　　７．議　件
　　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
　　議案第２号　農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について

・所有権移転案件
・利用権設定・転貸案件

８．報告事項
報告第１号　五泉市農地賃借料情報について

１　開会

司会　　ご案内の時刻となりましたので、ただいまから、令和８年第１回定例総会を開催いたします。
松尾会長からごあいさつをいただき、その後は、五泉市農業委員会会議規則第４条によりまして、議長として会の進行をお願い致します。

２　会長あいさつ

松尾会長　　（あいさつ）

３　総会成立宣言

議長（会長）　　それでは、ただいまから、令和８年第１回総会を開会いたします。
ただいまの出席委員数は、19 人中 19 人で、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。

４　会期の日程について

議　長　　次に、日程４、会期の日程についてでありますが、本日１日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

（「異議無し」の声あり）

議　長　　ご異議無しということで、左様決定いたします。

５　議事録署名委員及び記録員の指名について

議　長　　次に、日程５、議事録署名委員及び記録員の指名についてであります。
五泉市農業委員会会議規則第 13 条の規定により作成します、議事録の署名委員の指名について、議長にご一任いただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議無し」の声あり）

議　長　　ご異議なしと認めます。それでは、議事録署名委員は、17 番・大湊賢吉委員、３番・大槻彰吉委員　にお願いいたします。また、議事録の記録員は、事務局・星係長にお願いいたします。

６　農地パトロールの報告

議　長　　次に、日程６、農地パトロールの報告であります。

調査班の班長、１番・渡邉利雄委員から、報告をお願いします。

調査班長（渡邉利雄　委員）

はい議長。議席番号１番、現地調査班 渡邉です。

優良農地の保全と確保、無断転用の防止として、１月の農地パトロールを実施しました。

本日９時から私ほか、瀧澤 推進委員、金子 推進委員、川上義廣 推進委員、事務局の牛腸所長、星係長で管内を見て参りました。

五泉地区では、一本杉、論瀬、猿和田、丸田、村松地区では、上野、牧、蛭野、矢津 等を見て参りましたが､違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議　長　　ただいまの報告について、ご質問ございませんでしょうか。

（質疑応答なし）

議　長　　無ければ、報告のとおりとします。

７　議件　／　議第１号

議　長　　続きまして、日程７、議件の審議に入ります。

最初に､「議第１号・農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

星係長　　はい、議長。

議　長　　星係長。

星係長　　はい、議長。説明いたします。

今回の農地法第３条の規定による許可申請は、総数 30 件で、売買が８件、貸借が 22 件、となります。

個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととしまして、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明いたします。

３ページをご覧ください。

番号１番から８番は売買の案件です。

番号１番は、４ページをご覧ください。田 14 筆 9,118 ㎡、番号２番は、田１筆 410 ㎡、番号３番は、畑１筆 485 ㎡、番号４番の案件については、譲受人が新規就農者として 12 月の役員会において承認を受けて、12 月の定例総会にて、ご報告申し上

げているところであります。このたび、田２筆 486 ㎡、畑２筆 773 ㎡、合計面積 1,259 ㎡を購入して、農地を取得するものであります。６ページをご覧ください。番号５番は、畑１筆 158 ㎡、番号６番は、田２筆 1,773 ㎡、畑２筆 626 ㎡、合計面積 2,399 ㎡、番号７番は、９ページをご覧ください。田 19 筆 3,592．75 ㎡、番号８番は、10 ページをご覧ください。田４筆 8,982 ㎡、これらを議案書の備考欄に記載されている金額で売買するものであります。

10 ページをご覧ください。

番号９番から番号 29 番は賃貸借の案件です。

番号９番は、田２筆 2,095 ㎡、番号 10 番は、田５筆 7,440 ㎡、番号 11 番は、田２筆 1,484 ㎡、番号 12 番は、12 ページをご覧ください。田２筆 2,319 ㎡、番号 13 番は、田５筆 12,757 ㎡、番号 14 番は、畑４筆 3,468 ㎡、番号 15 番は、田２筆 2,042 ㎡、14 ページをご覧ください。番号 16 番は、田２筆 3,929 ㎡、番号 17 番は、田２筆 1,083 ㎡、番号 18 番は、19 ページをご覧ください。田 35 筆 13,816.87 ㎡、番号 19 番は、20 ページをご覧ください。田７筆 7,147 ㎡、番号 20 番は、田４筆 3,971 ㎡、番号 21 番は、田１筆 1,021 ㎡、番号 22 番は、田１筆 1,065 ㎡、番号 23 番は、22 ページをご覧ください。田６筆 2,720 ㎡、番号 24 番は、田１筆 1,531 ㎡、番号 25 番は、田５筆 2,296 ㎡、番号 26 番は、田２筆 4,084 ㎡、24 ページをご覧ください。番号 27 番は、田１筆 2,921 ㎡、番号 28 番は、田１筆 2,281 ㎡、番号 29 番は、田３筆 6,939 ㎡、これらを議案書の備考欄に記載されている通り、貸し借りするものであります。

番号 30 番は、使用貸借の案件です。

譲渡人と譲受人は親子であります。田 11 筆 9,571 ㎡を、農業者年金受給のため、該当農地を後継者に貸借していましたが、貸借期間の終了を迎えるため、再度、使用貸借をするものであります。

27 ページから 56 ページをご覧ください。

番号１番から番号 30 番の案件について、農地法第３条第２項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議　長　　ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いいたします。

調査班長（渡邉利雄　委員）

はい、議長。説明いたします。

番号１番は一本杉地内の田、番号２番は一本杉地内の田、番号３番は論瀬地内の畑、番号４番は丸田地内の田及び畑、番号５番は猿和田地内の畑、番号６番は上野地内の田及び畑、番号７番は牧地内の田、番号８番は蛭野地内の田、番号 18 番は一本杉地内の田、番号 29 番は矢津地内の田でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議　長　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。

ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

大槻彰吉　委員
　はい、議長。

議　長　　大槻彰吉　委員。

大槻彰吉　委員
　議席番号３番　大槻でございます。
　一点だけ、確認したい、お聞きしたいことがあります。５ページの４番譲渡人が、現住所なのか、元の本籍なのか、沖縄県になっているわけですね。この現状においては、当然ながら、農地を取得するところが、現住所は、五泉市在住ですか。

議　長　　はい、事務局、説明をお願いします。

星係長　　はい、議長。
　こちら、番号４番の譲渡人の方は、現住所が沖縄県那覇市内となります。以前、五泉市内に、この譲受人のところにお住まいであったんですけれども、引っ越しされて、今現在は、沖縄県那覇市内に在住していることになります。

議　長　　大槻彰吉　委員。

大槻彰吉　委員
　逆でしたね。譲渡人が沖縄にお住まいで、譲り受けた人が五泉市内在住ということですね。勘違いしておりました。失礼いたしました。以上です。

議　長　　他に、ございませんでしょうか。

議　長　　無ければ、採決に入ります。
　「議第１号・農地法第３条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

　（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、「議第１号・農地法第３条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

７　議件　／　議第２号（①所有権移転案件）
議　長　　続きまして、「議第２号・農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について」を議題といたします。
　はじめに、「所有権移転案件」についてお諮りします。
　この案件は関係委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

（関係　委員　退室）

議　長　　それでは、事務局より説明をお願いします。

藤田主査　　はい、議長。

議　長　　藤田主査。

藤田主査　　はい議長。説明をいたします。

59 ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画に基づく所有権の移転は、新潟県農林公社を介在した売買であります。

売渡と買受を案件ごとに順番に表示しております。

番号１番と２番の内容については､令和８年１月 14 日開催のあっせん審査委員会において審議し、妥当であるとの審査結果を得ています。

番号１番と２番は売買の案件です。

番号１番と２番は、合計面積 1,252 ㎡

これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。

61 ページ、62 ページをご覧ください。

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会としての意見を付して回答とするものであります。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議　長　　これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議　長　　無ければ、採決を行います。

「所有権移転案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、「所有権移転案件」は、原案のとおり決定されました。

関係委員は、入室してください。

（関係　委員　入室）

７　議件　／　議第２号（②利用権設定・転貸案件）

議　長　　続きまして、「利用権設定・転貸案件」について、お諮りします。
　この案件には委員が関係するものがありますので、そちらから先にお諮りします。
68 ページの番号５番と６番は、関係委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

（関係　委員　退室）

議　長　　それでは、事務局より説明をお願いします。

藤田主査　　はい、議長。

議　長　　藤田主査。

藤田主査　　はい議長。説明をいたします。
　68 ページをご覧ください。
　農用地利用集積等促進計画に基づく利用権の設定等は、新潟県農林公社を介在した貸借であります。
　貸付と転貸を案件ごとに順番に表示しております。
　番号５番と６番は、合計面積 6,927 ㎡
　それぞれを無償で公社に貸し付け、また耕作者に転貸するものです。
　103 ページと 105 ページをご覧ください。
　この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会としての意見を付して回答とするものであります。
　以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議　長　　これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議　長　　無ければ、採決を行います。
　「所有権移転案件」の番号５番と６番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、「所有権移転案件」の番号５番と６番は、原案のとおり決定されました。
　関係委員は入室してください。

（関係　委員　入室）

議　長　　続きまして、番号11番と12番、13番と14番、15番と16番は、関係委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

（関係　委員　退室）

議　長　　それでは、事務局より説明をお願いします。

藤田主査　　はい、議長。

議　長　　藤田主査。

藤田主査　　はい議長。説明をいたします。
69ページをご覧ください。
番号11番と12番は、72ページ、合計面積7,249.21㎡
番号13番と14番は、合計面積4,790㎡
番号15番と16番は、合計面積2,822㎡
それぞれを無償で公社に貸し付け、また耕作者に転貸するものです。
103ページと105ページをご覧ください。
この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会としての意見を付して回答とするものであります。
以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議　長　　これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議　長　　無ければ、採決を行います。
「利用権設定・転貸案件」の番号11番と12番、13番と14番、15番と16番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、「利用権設定・転貸案件」の番号11番と12番、13番と14番、15番と16番は、原案のとおり決定されました。
関係委員は入室してください。

（関係　委員　入室）

議　長　　続きまして、「利用権設定・転貸案件」の番号５番と６番、11番から16番を除く

案件について事務局より説明をお願いします。

藤田主査　　はい、議長。

議　長　　藤田主査。

藤田主査　　はい議長。説明をいたします。

63 ページをご覧ください。

先ほどご審議いただいたものを含め、今月の「利用権設定・転貸案件」について、29 件の申し出がありました。

番号１番と２番は、合計面積 8,456 ㎡

番号３番と４番は、67 ページ、合計面積 11,038 ㎡

続きまして、69 ページをご覧ください。

番号７番と８番は、面積 846 ㎡

番号９番と 10 番は、面積 1,626 ㎡

続きまして、75 ページをご覧ください。

番号 17 番と 18 番は、面積 970 ㎡

番号 19 番と 20 番は、合計面積 2,451 ㎡

番号 21 番と 22 番は、合計面積 1,804 ㎡

番号 23 番と 24 番は、81 ページ、合計面積 3,772.91 ㎡

番号 25 番と 26 番は、合計面積 1,193 ㎡

番号 27 番と 28 番は、合計面積 1,430 ㎡

番号 29 番と 30 番は、85 ページ、合計面積 9,798 ㎡

番号 31 番と 32 番は、面積 284 ㎡

番号 33 番と 34 番は、87 ページ、合計面積 1,788 ㎡

番号 35 番と 36 番は、89 ページ、合計面積 19,814 ㎡

番号 37 番と 38 番は、合計面積 1,809 ㎡

番号 39 番と 40 番は、93 ページ、合計面積 18,656 ㎡

番号 41 番と 42 番は、96 ページ、合計面積 17,776 ㎡

番号 43 番と 44 番は、合計面積 2,160 ㎡

番号 45 番と 46 番は、98 ページ、合計面積 5,132 ㎡

番号 47 番と 48 番は、合計面積 4,928 ㎡

番号 49 番と 50 番は、面積 888 ㎡

番号 51 から 54 番は同一世帯の案件で、一帯の農地を貸し借りするものです。

番号 51 番と 52 番は、合計面積 407 ㎡

番号 53 番と 54 番は、合計面積 9.68 ㎡

番号 55 番と 56 番は、面積 380 ㎡

番号 57 番と 58 番は、合計面積 2,457 ㎡

それぞれを議案書記載の金額または無償で公社に貸し付け、また耕作者に転貸するものです。

29 件の申し出のうち、地域計画区域の区域外は 6 件、番号 31 番と 32 番、33 番と 34 番、37 番と 38 番、51 番と 52 番、53 番と 54 番、55 番と 56 番の案件であります。

103 ページから 106 ページをご覧ください。

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会としての意見を付して回答とするものであります。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議　長　　これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議　長　　無ければ、採決を行います。

「利用権設定・転貸案件」の番号５番と６番、11 番から 16 番を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、「利用権設定・転貸案件」の番号５番と６番、11 番から 16 番を除く案件は、原案のとおり決定されました。

８　報告事項

議　長　　続きまして、日程８、報告事項であります。

「報告第１号・五泉市農地賃借料情報について」事務局より説明をお願いします。

藤田主査　　はい、議長。

議　長　　藤田主査。

藤田主査　　はい議長。説明をいたします。

111 ページと 112 ページをご覧ください。

五泉市農地賃借料情報について、令和８年１月 14 日に役員会にお示しし、承認された内容について説明いたします。

令和７年１月から 12 月までの農地法第３条、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業による賃貸借権の設定実績から、地区ごとに加重平均で算出した賃借料を掲載しました。

数値の記載がある地区は、平均値を計上したものですし、平均値の根拠となる事例がなかった地区には『－』を、３例未満と少なかった地区には『※』が表示してあります。

算出の際には、著しく低額あるいは高額なデータは取り除いてあります。また、

最高額のうち 30,000 円となっているものについては、賃料設定が『その年ごとの仮渡金』と設定されているため、令和７年の仮渡金額になったものであります。物納の単位につきましては、１俵あたりは 60 ㎏としております。

また、畑地につきましては、旧五泉地区、旧村松地区ごとに田と同様の方法で算出した数値を掲載しております。

農地賃借料情報につきましては、農家組合長を通じて農家世帯に配布いたします。本日、農業委員会だよりと一緒にご用意しておりますので、担当地区の推進委員へお配りいただきますよう、お願いいたします。

以上、報告いたします。

議　長　　ただいまの説明につきまして、ご質問はございませんか。

（質疑応答なし）

議　長　　無ければ、報告事項を終了いたします。

以上で、本日の総会に提出されました議件及び報告事項の審議は終了いたしました。

これをもちまして、令和８年第１回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

（午後３時 36 分　閉会）